

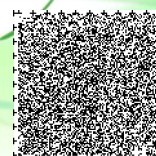
# 八千代市第5期障害福祉計画 八千代市第1期障害児福祉計画



平成30年3月



八千代市



# 1

## 計画の位置づけ

### ● 障害福祉計画

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定により、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(市町村障害福祉計画)として策定しています。

### ● 障害児福祉計画

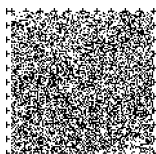
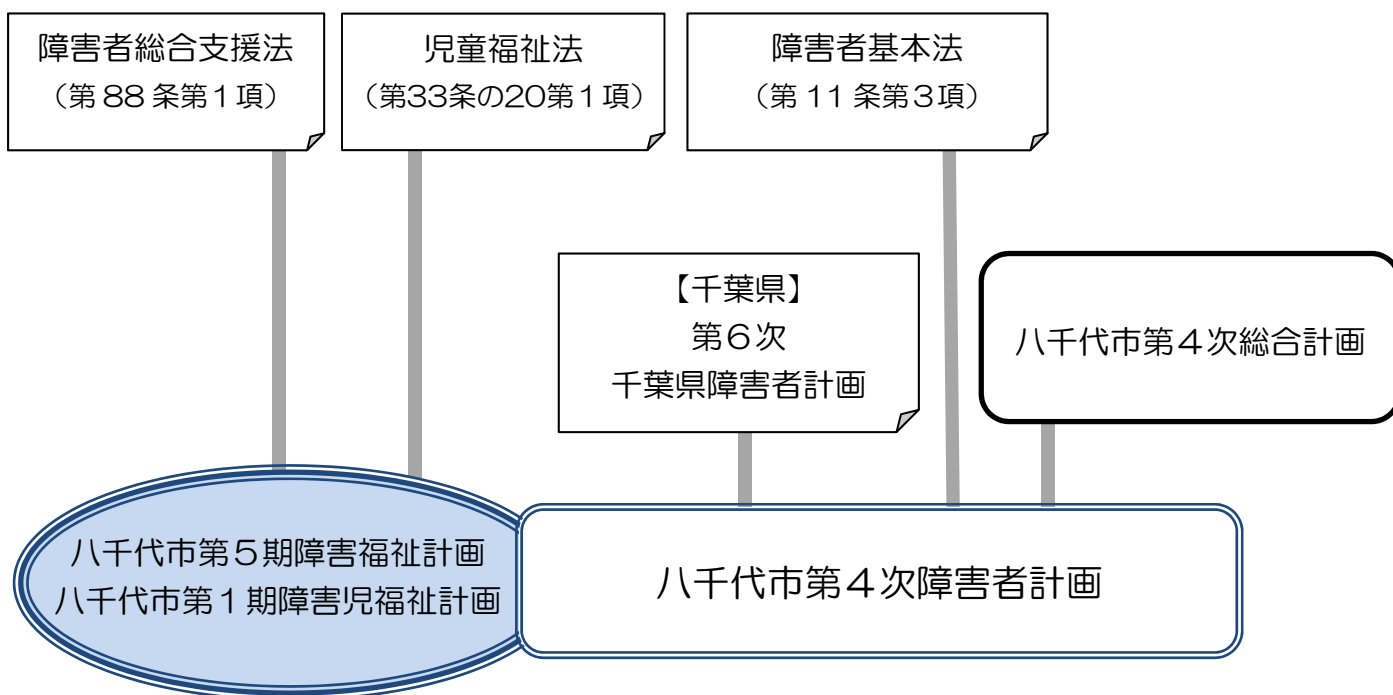
障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定により、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(市町村障害児福祉計画)として策定しています。

#### ○ 障害福祉計画と障害児福祉計画

	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者総合支援法(第 88 条第 1 項)	児童福祉法(第 33 条の 20 第 1 項)
主な内容	障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等に関する計画
計画期間	3 年を 1 期 (第 5 期:平成 30~32 年度)	3 年を 1 期 (第 1 期:平成 30~32 年度)

- ◇ 両計画は「第 6 次千葉県障害者計画」,市が策定した各種計画との調和を保ち,策定しています。
- ◇ 両計画は「八千代市第 4 次総合計画」の部門別計画である「八千代市第 4 次障害者計画」の下位の計画として位置づけています。

#### ○ 障害福祉計画と主な関連計画の関係について



## 2 計画の期間

○ 障害者計画と障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間について

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
第3次障害者計画			第4次障害者計画					
			見直し					見直し
第3期障害福祉計画			第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画		
		見直し			見直し			
						第1期障害児福祉計画		
								見直し

## 3 計画の基本的方向性

### ■ 障害者総合支援法の基本理念

平成25年4月（一部平成26年4月）、障害者自立支援法が改正され、『障害者総合支援法』として施行されました。障害者総合支援法では、“障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営み、共生社会の実現を目指す”という、障害者基本法の目的・理念にのっとり、次のような基本理念が定められています。

- 全ての障害者等が、可能な限りその身近な場所において支援を受けられることにより、社会参加の機会が確保されること
- どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- 障害者等にとっての社会的障壁の除去に資すること

### ● 障害福祉計画

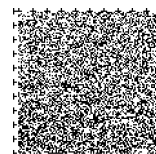
#### （1）「障害福祉計画」作成における基本的事項

障害福祉計画は、障害者基本法及び障害者総合支援法の示す目的と基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して作成します。

- ◆ 障害のある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ◆ 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ◆ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ◆ 地域共生社会の実現に向けた取り組み

#### （2）障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的考え方

国は、障害福祉サービス等の提供体制の確保にあたり、次の基本的考え方を定めています。これらの考え方を踏まえ、障害福祉サービスや相談支援体制の確保に努め、計画的な整備を図ります。



- ◎ 障害福祉サービス等の提供体制の確保
  - ・ 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
  - ・ 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
  - ・ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
  - ・ 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- ◎ 相談支援の提供体制の確保
  - ・ 相談支援体制の構築
  - ・ 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
  - ・ 発達障害者等に対する支援
  - ・ 協議会の設置等

## ● 障害児福祉計画

### (1) 「障害児福祉計画」作成における基本的事項

障害児福祉計画は、児童福祉法の示す目的と基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して作成します。

- ◆ 障害児の健やかな育成のための発達支援
  - ・ 障害児本人の最善の利益を考慮した、障害児の健やかな育ちの支援
  - ・ 障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域での支援
  - ・ 障害児のライフステージに沿った、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築
  - ・ 障害の有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、障害児支援を通じた地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進
  - ・ 障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の充実

### (2) 障害児支援体制の確保に関する基本的考え方

国は、障害児支援体制の確保にあたり、以下の基本的考え方を定めています。本市においてもこれらの考え方を踏まえ、障害児支援体制の確保に努め、計画的な整備を図ります。

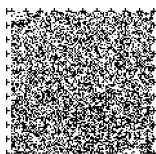
- ◎ 障害児支援体制の確保
  - ・ 地域支援体制の構築
  - ・ 保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援
  - ・ 地域社会への参加・包容の推進
  - ・ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
  - ・ 障害児相談支援の提供体制の確保

## 4 数値目標

### ● 障害福祉計画

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成32年度を目標年度として、次の数値目標を設定します。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行</li> <li>(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>(3) 地域生活支援拠点等の整備</li> <li>(4) 福祉施設から一般就労への移行等</li> </ul> |
|---|



## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	備考
平成 28 年度末の施設入所者数 (A)	90 人	平成 29 年 3 月 31 日の人数
【目標値】地域生活移行者 (B)	28 人	平成 32 年度末までに地域生活へ移行する人の目標人数
平成 32 年度末の施設入所者数 (C)	90 人	平成 32 年度末の利用人員見込み
【目標値】施設入所者削減数 (D)	0 人	差し引き減少数 (A - C)

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 (新規)

項目	目標	備考
協議の場の設置	設置	関係機関と連携を図りながら、検討を進める。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標	備考
地域生活支援拠点	整備	自立支援協議会など関係機関と連携を図りながら、機能面、整備手法等の検討を進める。

## (4) 福祉施設から一般就労への移行等

### ① 就労移行支援事業所等を通じて、平成 32 年度中に一般就労する者の数

項目	数値	備考
年間一般就労者数	19 人	平成 28 年度に福祉施設を退所し、一般就労した人数
【目標値】年間一般就労者数	29 人	平成 32 年度に福祉施設を退所し、一般就労すると見込まれる人数

### ② 就労移行支援事業の利用者数等

#### ア. 就労移行支援事業の利用者数

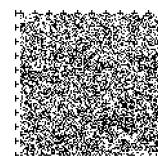
項目	数値	備考
就労移行支援事業利用者数	68 人	平成 28 年度末の就労移行支援事業利用者数
【目標値】就労移行支援事業利用者数	82 人	平成 32 年度末の就労移行支援事業利用者目標数

#### イ. 就労移行率に関わる就労支援事業所の割合

項目	数値	備考
就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	5 割	平成 28 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所割合
【目標値】就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	5 割以上	平成 32 年度末の就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所割合

#### ウ. 就労定着支援事業に係る職場定着率 (新規)

項目	数値	備考
【目標値】就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率	8 割以上	平成 31 年度末及び平成 32 年度末の割合



## ● 障害児福祉計画

障害児について、次の目標を設定します。

### (1) 障害児支援の提供体制の整備等

#### (1) 障害児支援の提供体制の整備等（新規）

##### ① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

本市では、児童発達支援センターを1か所設置しています。老朽化に伴う建替え計画があることから、建替え計画と合わせ、地域支援体制の構築を目指します。

また、幼稚園、保育園等と連携を図り、障害児の地域社会への参加・包容を推進します。

##### ② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が確保されており、今後も引き続き、障害児支援の提供体制の整備等に向けて連携を図っていきます。

##### ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

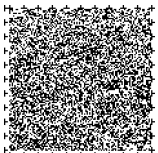
項目	目標	備考
医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	関係機関と連携を図りながら、検討を進める。

## 5

### サービス見込量

#### ◆ 障害福祉サービス等の提供見込量一覧

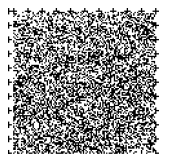
区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
障害福祉サービス	訪問系	居宅介護（ホームヘルプ）	1,995 時間分 124 人分	2,050 時間分 128 人分	2,096 時間分 131 人分
		重度訪問介護	744 時間分 8 人分	744 時間分 8 人分	744 時間分 8 人分
		同行援護	795 時間分 37 人分	816 時間分 38 人分	816 時間分 38 人分
		行動援護	223 時間分 28 人分	231 時間分 29 人分	231 時間分 29 人分
		重度障害者等包括支援	0 時間分 0 人分	0 時間分 0 人分	0 時間分 0 人分
	日中活動系	生活介護	延べ 4,560 日分 216 人分	延べ 4,602 日分 218 人分	延べ 4,644 日分 220 人分
		自立訓練（機能訓練）	延べ 66 日分 3 人分	延べ 66 日分 3 人分	延べ 66 日分 3 人分
		自立訓練（生活訓練）	延べ 474 日分 32 人分	延べ 512 日分 34 人分	延べ 550 日分 36 人分
		就労移行支援	延べ 1,303 日分 73 人分	延べ 1,392 日分 78 人分	延べ 1,464 日分 82 人分
		就労継続支援（A〔雇用〕型）	延べ 982 日分 50 人分	延べ 1,060 日分 54 人分	延べ 1,099 日分 56 人分
		就労継続支援（B〔非雇用〕型）	延べ 2,122 日分 116 人分	延べ 2,177 日分 119 人分	延べ 2,214 日分 121 人分
		就労継続支援（新規）	5 人分	10 人分	15 人分



区 分			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害福祉サービス	日中活動系	療養介護	延べ 216 日分 7 人分	延べ 216 日分 7 人分	延べ 216 日分 7 人分
		短期入所（福祉型）	延べ 221 日分 26 人分	延べ 230 日分 27 人分	延べ 238 日分 28 人分
		短期入所（医療型）	延べ 45 日分 7 人分	延べ 52 日分 8 人分	延べ 52 日分 8 人分
	居住系	自立生活援助（新規）	0 人分	1 人分	1 人分
		共同生活援助（グループホーム）	67 人分	69 人分	71 人分
		施設入所支援	90 人分	90 人分	90 人分
支援 相談	計画相談支援		137 人分	141 人分	144 人分
	地域相談支援	地域移行支援	1 人分	1 人分	1 人分
		地域定着支援	1 人分	1 人分	1 人分
障害児通所支援等	障害児通所支援	児童発達支援	延べ 720 日分 65 人分	延べ 754 日分 68 人分	延べ 787 日分 71 人分
		放課後等デイサービス	延べ 3,436 日分 250 人分	延べ 3,546 日分 258 人分	延べ 3,642 日分 265 人分
		保育所等訪問支援	延べ 6 日分 6 人分	延べ 7 日分 7 人分	延べ 8 日分 8 人分
		医療型児童発達支援	延べ 115 日分 18 人分	延べ 115 日分 18 人分	延べ 115 日分 18 人分
		居宅訪問型児童発達支援（新規）	延べ 2 日分 1 人分	延べ 4 日分 2 人分	延べ 6 日分 3 人分
	障害児相談支援		13 人分	14 人分	15 人分
	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（新規）		1 人	2 人	2 人

◇ 地域生活支援事業の提供見込量一覧

区 分			平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業 障害者理解促進事業		実施あり	実施あり	実施あり	
	自発的活動支援事業		実施あり	実施あり	実施あり	
	事業等 相談支援	障害者相談支援事業（実施箇所数）	1	1	1	
		基幹相談支援センター	設置あり	設置あり	設置あり	
		基幹相談支援センター等機能強化事業	実施あり	実施あり	実施あり	
	成年後見制度利用支援事業（実利用者数）		5	6	7	
	成年後見制度法人後見支援事業		実施あり	実施あり	実施あり	
	支援事業 意思疎通	手話通訳者派遣事業（実利用者数）	46	46	46	
		要約筆記者派遣事業（実利用者数）	14	15	16	
		手話通訳者設置事業（実設置箇所数）	1	1	1	
	事業（件数／年） 日常生活用具給付等	介護・訓練支援用具給付件数		7	9	11
		自立生活支援用具給付件数		19	21	23
		在宅療養等支援用具給付件数		23	23	23
		情報・意思疎通支援用具給付件数		28	28	28
排せつ管理支援用具給付件数		3,102	3,165	3,229		
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）給付件数		5	5	6		



区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
地域生活支援事業	手話奉仕員養成研修事業	実養成講習終了見込み者数	-	20	-
		登録見込み者数	1	1	1
	移動支援事業	実利用者数	78	80	82
		延べ利用時間数	6,708	6,880	7,052
	地域活動支援センター事業 市内（Ⅰ型）	実設置箇所数	1	1	1
		年間実利用者数	80	81	82
	地域活動支援センター事業 市内（Ⅲ型）	実設置箇所数	1	1	1
		年間実利用者数	14	14	14
	地域活動支援センター事業 市外（Ⅲ型）	実設置箇所数	2	2	2
		年間実利用者数	4	4	4

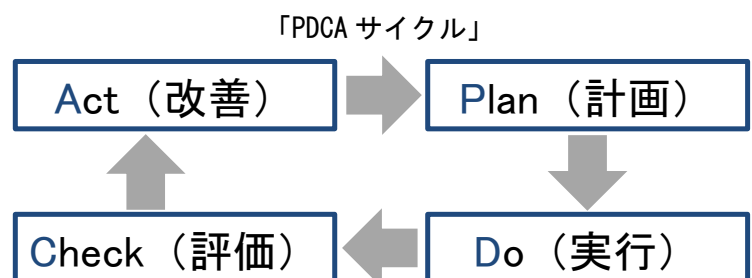
<任意事業分>

区 分		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度		
地域生活支援事業	訪問入浴サービス事業	実施箇所数	3	3	3	
		実利用者数	10	11	12	
	知的障害者職親委託制度（実利用者数）		1	1	1	
	日中一時支援事業	実施箇所数	28	28	28	
		実利用者数	125	130	135	
	社会参加促進事業	声の広報等発行事業		実施あり	実施あり	実施あり
		自動車運転免許取得費助成事業		実施あり	実施あり	実施あり
		自動車改造費助成事業		実施あり	実施あり	実施あり
		スポーツ・レクリエーション教室開催等事業		実施あり	実施あり	実施あり

## 6 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、PDCAサイクルに基づき、サービスの見込量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検・評価し、所要の対策を実施します。

点検・評価するに当たっては、指定相談事業者、指定障害福祉サービス事業者等で組織される八千代市障害者自立支援協議会に諮ります。



### 八千代市第5期障害福祉計画 八千代市第1期障害児福祉計画

《概要版》

平成 30 年 3 月

発行

八千代市健康福祉部 障害者支援課

〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田 312-5

電話 047-483-1151 F A X 047-483-2665

